



話そう。住まいのこれからを。

親は子を想い、子は親を想う。昔から変わらない親子の姿です。

そしてそれは、住まいについても同じこと。

「この歳からリフォームなんて子供に迷惑だし…」

「そんなこと気にせず、元気で暮らしてほしい…」

そんな家族の想いにこたえるのが、60歳からの住宅ローン【リ・バース60】。

リフォーム、建替え、住替えに。ノンリコース型なら、相続される方の返済負担はありません。*

これからの住まいについて、ご家族で話してみませんか？

新しくなった住まいから、あなたと家族の新しいしあわせが始まります。

60歳からの住宅ローン

【リ・バース60】



※ノンリコース型で担保物件の売却による返済をした場合

⚠️ ご注意 生活資金および投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。お借入れの内容により、自己資金が必要になる場合があります。

お借入れに当たってのご注意 ■融資対象住宅および土地に対して、金融機関または住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定いただきます。■お申込前に金融機関担当者からお客さまに注意事項をご説明いたします。■【リ・バース60】のお借入れには、金融機関および機構の審査があります。審査結果によっては、お客さまのご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。■ご融資に伴い発生する諸費用は、お客さまの負担となります。諸費用の具体的な内容、金額等は金融機関により異なる場合があります。■毎月の支払は利息のみで、元金は、融資を受けた方全員が亡くなったときに、相続人からの返済または担保物件の売却により一括で返済いただきます。そのため、【リ・バース60】の返済期間と一般的な住宅ローン（元利均等返済）の返済期間が同じ場合は、金利が同じでも【リ・バース60】の方が総返済額（元金+利息）が多くなります。■担保物件を売却する場合、売却代金が当該物件の当初取得価格を上回ったときは、売却益分について、譲渡所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。■ご融資の対象となったセカンドハウスを第三者に賃貸することはできません。

【リ・バース60】ダイヤル(通話無料)

0120-9572-60

営業時間 9:00~17:00

土日、祝日および
年末年始を除きます

リバース60

検索



お申込先 【リ・バース60】取扱金融機関

金利、利用条件等の商品内容は、金融機関ごとに異なりますので、住宅金融支援機構ホームページの【リ・バース60】サイトでご案内している取扱金融機関にお問い合わせください。

●本誌は、発行年度の翌年まで、住宅金融支援機構のホームページにも掲載します。 <https://www.jht.go.jp/about/kihou/index.html>
●住まいに関するご意見、本誌に関するご感想、その他なんでもお寄せください。 <送付先> 東京都文京区後楽1-4-10 住宅金融支援機構 経営企画部広報グループ FAX 03-5800-8182
無断転載を禁じます。転載を希望される方は、必ず独立行政法人住宅金融支援機構経営企画部広報グループへご連絡願います。
本誌掲載文のうち意見にわたる部分については執筆者の見解であって、住宅金融支援機構の見解ではありません。